



第 4 号様式

流 み 第 4 5 号
令和 7 年 5 月 2 3 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け、流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第107号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
まちづくり推進部みどりの課	指摘	補助金交付事務において、補助金額の算出方法や補助対象者の要件審査に要する書面等の一部について、実務と要綱とに相違が生じていた。当該補助金制度について整理を行い、必要に応じて要綱の改正を行うなど、適正な事務として処理されたい。	指摘された補助金額の算出方法や補助対象者の要件審査に要する書面等の一部に生じていた、実務と要綱との相違について、流山市みどりのまちなみ整備事業補助金交付要綱を令和7年4月1日に改正し告示するとともに、交付決定審査表を修正しました。今後は適正な事務手続きにより処理することとします。
まちづくり推進部みどりの課	意見	長期継続契約について、年度途中で契約期間満了をむかえるものの、1年分の金額で支出負担行為票を起票していた。適正な事務執行が行われるよう、チェック体制の強化を図られたい。	本検討・要望事項について課内回覧を行い、周知しました。今後は、伝票起票の際に長期継続契約の契約期間についても複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。